

## ■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

### ①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ・ ※法7条の3参照 ※プレキャストの場合を含む	・ なし	H19.6.20～

### ②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(栃木県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
栃木県 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 大田原市 那須塩原市	新築 増築 分譲を目的とする新築に係る一の建築物であって、主要構造部を木造とした住宅。	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第6条の3第1項第1号に掲げる建築物</li> <li>法第18条の規定の適用を受ける建築物</li> <li>法第85条の規定の適用を受ける建築物</li> <li>法第68条の20第1項の認証型式部材等である建築物</li> </ul>	<p>H23.6.1～H28.5.31 (栃木県)</p> <p>H24.4.1～H29.3.31 (足利市)</p> <p>H22.4.29～H27.4.28 (栃木市)</p> <p>— (佐野市)</p>
	新築に係る一の建築物又は増築に係る一の建築物の部分について、地階を除く階数が3以上であり、かつ、延べ床面積が500㎡以上の建築物であって、主要構造部を鉄骨造としたもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>品確法第5条第1項の規定による住宅</li> <li>性能評価書の交付を受ける建築物又は建築物の部分</li> <li>枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準に適合する構造の建築物</li> </ul>	<p>H24.5.1～H29.4.30 (鹿沼市・大田原市)</p> <p>H21.5.1～H26.4.30 (日光市)</p> <p>H23.5.1～H28.5.31 (那須塩原市)</p>
宇都宮市	主要構造部を木造とした建売一戸建ての専用住宅(新築に限る。)で、地階を除く階数が2以下のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第18条の規定の適用を受ける建築物</li> <li>法第85条の規定の適用を受ける建築物</li> </ul>	H23.10.1～H28.9.30
	3階部分の主要構造部を木造とした一戸建ての専用住宅(新築に限る。)及び併用住宅(新築に限る。)で、地階を除く階数が3のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第68条の20の認証型式部材等である建築物</li> <li>丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準に適合する構造の建築物</li> </ul>	
	新築に係る一の建築物又は増築に係る一の建築物の部分について、主要構造部が鉄骨造で、地階を除く階数が3以上、かつ、延べ面積が500㎡以上のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>品確法第5条第1項の規定による住宅</li> <li>性能評価書の交付を受ける建築物又は建築物の部分</li> </ul>	
小山市	主要構造部を木造とした建売一戸建ての専用住宅で新築に係るもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第18条の規定の適用を受ける建築物</li> <li>法第85条の規定の適用を受ける建築物</li> <li>法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物</li> </ul>	H14.4.1～H29.3.31
	新築に係る一の建築物又は増築に係る一の建築物の部分について、地階を除く階数が3以上で、かつ、延べ面積が500㎡以上のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>品確法第5条第1項の規定による住宅</li> <li>性能評価書の交付を受ける建築物又は建築物の部分</li> <li>法第7条の3第1項に掲げる建築物</li> </ul>	

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

## ■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

### ①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造 など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

### ②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(栃木県)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
栃木県 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 大田原市 那須 塩原市	木造	屋根工事の工程	壁の内装工事又は外装工事の工程
	S造	1階部分の鉄骨の建方工事の工程	耐火被覆の工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠ぺいする工事の工程
宇都宮市	木造	屋根葺き工事及び構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事	壁の外装工事及び内装工事
	S造	1階部分の建方工事	耐火被覆の工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠蔽する工事
小山市	木造	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事	構造耐力上主要な軸組又は耐力壁を覆う外装工事(屋根葺き工事を除く)及び内装工事
	S造	1階部分の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠蔽する工事
	RC造	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事。ただし当該配筋工事を現場で行わないものは、2階の梁及び床板の取付け工事	特定工程部分の配筋を覆うコンクリートを打設する工事。ただし、当該配筋工事を現場で行わないものは、2階の柱及び壁の取付け工事
	SRC造	1階部分の建方工事	特定工程部分の鉄骨及び配筋を覆うコンクリートを打設する工事
	上記以外の構造	2階部分の床工事	2階の柱及び壁の取付け工事

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。